

## Ⅰ 2-5 地下鉄施設における利便施設及びイベントの指導基準



平成27年7月16日  
27消導第87号

### 1 基本方針

この基準は、地下鉄施設における利便施設の設置及びイベントの実施に際し、「駅施設等に対する防火管理及び消防用設備等の設置指導要領について」（平成5年6月17日付け5消導第101号）に定めるほか、利便施設の設置及びイベントの実施による火災荷重の増加等に伴う危険性の増大をハード面及びソフト面から勘案し、鉄道事業者が実施すべき防火防災対策を定めるものとする。

### 2 利便施設

利便施設として設置するものについては、以下の(1)から(3)のとおりとする。

#### (1) 売店等

「売店等」とは、地下鉄施設の利便施設と認められる売店又は店舗に限るものとする。

##### ア 面積

改札口内外に設置する売店等の床面積の合計は、防火対象物の延べ面積の10パーセント未満かつ300平方メートル未満とする。ただし、複数路線駅でそれぞれの路線駅を一の防火対象物として取り扱っているものについては駅ごとに算定するものとする。

##### イ 設置場所

売店等の設置場所は、「地下鉄施設への二次占用について」（平成9年10月20日付け建設省道政第81号。以下「81号通知」という。）（別添参照）の3・(2)によるほか、地下鉄施設利用者等の避難を妨げない場所とする。

##### ウ 構造等

- ① 耐火構造の壁、床及び自動閉鎖装置付きの防火戸又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動により自動的に閉鎖する防火戸で区画すること。
- ② 内装は、下地及び仕上げとも不燃材料とする。

##### エ 消防用設備等

売店等の区画ごとに次の消防用設備等を設置する。

- ・ 消火器
- ・ スプリンクラー設備
- ・ 自動火災報知設備
- ・ 放送設備
- ・ 排煙設備

## オ 防火防災対策

- ① 防火シャッターが降下する部分は、ライン等により明確にするとともに、閉鎖障害となる什器、物品等を存置しない。
- ② 売店等の区画外の通路部分には、物品等を存置しない。
- ③ バックヤード等の可燃物を保管する倉庫は、施錠等により、部外者が立ち入ることがないように管理する。
- ④ 使用する什器及び備品等は、不燃化に努める。
- ⑤ 什器は、地震等により転倒しないよう固定する。
- ⑥ 裸火を使用し、又は爆発性・発火性・引火性の物品等を保管若しくは存置しない。
- ⑦ 駅事務所及び各売店等には、利用者の避難誘導に資するためメガホン及び携帯用電灯を常備する。
- ⑧ カーテン等を使用する場合は、防災対象物品及び防災製品を使用する。
- ⑨ 調理器具を使用する場合は、安全装置付きのものとする。  
なお、油脂成分を含む蒸気を発生するおそれのある場合は、簡易自動消火装置を設置する。
- ⑩ ちゅう房器具等は、定期的に清掃を実施する。

## カ 消防計画等

地下鉄施設の消防計画に、売店等の防火管理を明確に位置付けるとともに、地下鉄施設と一体化した防火管理体制を確保し、次の事項について実施する。

- ① 地下鉄施設の防火管理者は、売店等の関係者が参加する消防訓練を年2回以上、企画・実施する。
  - ② ちゅう房器具等の清掃等に係る防火自主点検については、その結果を記録し、保存する。
  - ③ 地下鉄施設での工事や清掃作業等については、その内容や工期に関して駅員及び売店等の関係者へ事前に周知徹底を行い、広く情報の共有化を行う。
  - ④ 売店等の改装については、交通局担当部署と調整の上、実施するものとする。
- (2) 自動現金出入機等

「自動現金出入機等」とは、81号通知1・(3)・(ハ)から(チ)に定めるものとする。

## ア 設置場所

設置場所は、81号通知3・(2)によるほか、地下鉄施設の利用者の避難を妨げない場所とする。

## イ 消防用設備等

自動現金出入機等の区画ごとに次の消防用設備等を設置する。

- ・ 消火器
- ・ 自動火災報知設備

## (3) レストスペース

## ア 設置場所

避難上支障のない位置で床面に色分け等の表示をし、通路と明確に区分する。

## イ 防火防災対策

消火器を設置するほか、可燃物がある場合は、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備等を設置するとともに、地下鉄施設の改修等に合わせて、必要により防煙たれ壁等で防煙区画を設ける。

## 3 イベント

イベントは、81号通知3・(2)に準じた場所において、次の(1)から(4)に適合するものにより実施できるものとする。

## (1) 内容

実施することができるイベントは、ミニコンサート、大道芸人等によるパフォーマンス又は壁面を利用した小規模な展示等に限定するものとする。

## (2) 消防用設備等

実施場所に、消火器を設置する。

## (3) 防火防災対策

ア 火気を使用しない。

イ イベントに使用する設備等は、不燃材料等を用いたものとするとともに、容易に移動できるものとする。

ウ 同じ駅で連続して実施しない。

なお、連続とは、4週間に延べ5日以上をいう。ただし、展示のみのイベントについてはこの限りでない。

エ 展示は、壁面を利用したものに限る。ただし、避難に支障がないと認められるものについては、この限りでない。

オ いす席を設ける場合は、地下鉄施設利用者等の避難に支障がないものとし、いす席の設置間隔は火災予防条例第58条に準じて設けるものとする。

カ イベント実施区域は、ガイドポール等を用いて明確に区分するとともに、実施区域内には避難に必要な通路を確保する。

キ イベントの内容に応じて、安全上必要な人員を配置し、監視体制を強化する。

## (4) 防火管理体制

イベントの実施に際し、当該地下鉄施設の防火管理者は、イベント責任者と防火管理体制について協議し、有事の際の通報連絡体制及び避難誘導等、必要な防火管理体制を確保するものとする。

## 4 共通事項

利便施設を設置する場合又はイベントを実施する場合は、事前に所轄消防署と協議を行った後、届出を行うものとする。なお、届出については、次のとおりとする。

- (1) イベントを実施しようとする者は、交通局担当部署と調整の上、実施日の1ヶ月前までに催物開催届を消防署長あて届出する。
- (2) 催物開催届には、イベント内容に係る開催計画書を添付し、確実な防火管理体制、警備体制及び音響を発する場合等の対応を明示する。
- (3) 地下鉄駅周辺施設において大規模なイベントが実施される場合、当該イベントの実施に伴い、地下鉄施設での混雑等が予想されることから、その状況に応じた適正な防火管理体制を計画する。
- (4) 放火対策について十分に検討し対処するものとする。

## 5 その他

- (1) この指導基準は、本通知発出日から適用するものとする。
- (2) この指導基準によるものについては、現に地下鉄施設に適用されている消防用設備等に係る特例が継続して適用できるものとする。
- (3) 本指導基準の適用に際し、疑義が生じた場合は、予防部予防課長と協議すること。
- (4) 現に存する売店等についても本指導基準を適用することとするが、防火区画、消防用設備等については、改修の機会（店舗の改修又は入替え等）をとらえ本指導基準に適合するよう指導すること。